

平成 29 年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 29-12-1)

| | |
|-------|---|
| 施策名 | 芸術文化の振興 |
| 施策の概要 | 優れた芸術文化への支援、新進芸術家の人材育成、子供の芸術文化体験活動、地域における芸術文化活動の推進等を通じて、我が国の芸術文化活動水準の向上を図るとともに、国民全体が、芸術文化活動に参加できる環境を整備する。 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---|---------|-------|-------|--------------------------|-------|
| 達成目標 1 | 我が国の芸術家や芸術団体による、優れた芸術文化活動を推進する。 | | | | | | |
| 達成目標 1 の設定根拠 | 文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）」 五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～ 重点戦略 1：文化芸術活動に対する効果的な支援 | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 20 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| | 44.9% | 50.1% | 50.5% | 49.5% | 49.9% | 51.1% | 60% |
| ①日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合 | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | — |
| | 目標値の設定根拠 | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | —年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| | — | 3,800 | 4,083 | 3,520 | 3,662 | 集計中 | 3,755 |
| ②我が国の主要芸術団体における自主公演数 | 年度ごとの目標値 | — | 3,724 | 3,724 | 3,724 | 3,939 | — |
| | 目標値の設定根拠 | 我が国の芸術文化をけん引する主たる団体の 25 年度～27 年度における公演数の平均値（本事前分析作業前に集計されていた年度の平均値を定数とした。） | | | | | |
| 施策・指標に関するグラフ・図等 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 達成手段 (事業) | | | | | | | |
| 名称 (開始年度) | 平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】 | | AP との関係 | | | 平成 29 年度行政事業 レビュー事業番号 | |
| 文化功労者年金の支給に必要な経費 (平成 26 年度) | 882 (851) | | — | | | 0340 | |
| 舞台芸術創造力向上・発信プラン (平成 22 年度) | 3,988 (3,728) | | — | | | 0341 | |

| 芸術祭・芸術選奨 (昭和 21 年度) | 318 (318) | — | 0342 |
|---|---|---|------|
| 日本映画の創造・交流・発信 (平成 15 年度) | 789 (700) | — | 0345 |
| 若手映画作家等の育成 (平成 16 年度) | 157 (161) | — | 0346 |
| メディア芸術の創造・発信 (平成 9 年度) | 861 (912.6) | — | 0347 |
| メディア芸術の人材育成 (平成 22 年度) | 232 (232) | — | 0348 |
| 日本芸術院会員年金の支給等に 必要な経費 (昭和 16 年度) | 344 (317.2) | — | 0350 |
| 日本芸術院施設整備に必要な経 費 (平成 27 年度) | 0 (94) | — | 0434 |
| 独立行政法人国立美術館運営費 交付金に必要な経費 (平成 13 年度) | 7,537 (7,501) | — | 0351 |
| 独立行政法人国立美術館施設整 備に必要な経費 (平成 13 年度) | 2,010 (3,511) | — | 0352 |
| 独立行政法人日本芸術文化振興 会運営費交付金に必要な経費 (平成 15 年度) | 10,000 (10,053) | — | 0353 |
| 独立行政法人日本芸術文化振興 会施設整備に必要な経費 (平成 15 年度) | 181 (1,048) | — | 0354 |
| 達成手段 (独立行政法人の事業) | | | |
| 名 称 (開始年度) | 平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】 | 事業の概要 | |
| 独立行政法人国立美術館 運営費交付金に必要な経費 (平成 13 年度) | 7,537 の内数 (7,501 の内数) | 国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研究事業、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行う。 | |
| 独立行政法人国立美術館施設整 備に必要な経費 (平成 13 年度) | 2,010 の内数 (3,511 の内数) | 美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人国立美術館の施設・設備の老朽化への対応、美術館利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。 | |
| 独立行政法人日本芸術文化振興 会 運営費交付金に必要な経費 (平成 15 年度) | 10,000 の内数 (10,053 の内数) | 国立劇場、国立文楽劇場、国立能楽堂、新国立劇場、国立劇場おきなわを設置し、それぞれの施設の理念・目的に基づき、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用等の事業を有機 | |

| | | |
|---|--|---|
| | | 的・体系的に行う。 |
| 独立行政法人日本芸術文化振興会 施設整備に必要な経費 (平成15年度) | 181 の内数 (1,048 の内数) | 我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等事業の充実により、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人日本芸術文化振興会の施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。 |
| 平成28年度評価からの変更点 | 測定指標に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に掲げられている成果指標を追加し、達成目標の達成状況を図るための指標となるよう精選した。 | |
| 行政事業レビューとの連携状況 | — | |

| | | | |
|---------------------------------------|--|--------|---|
| 達成目標2 | 我が国の芸術文化の将来を担う、世界に通用する優れた新進芸術家等を輩出する。 | | |
| 達成目標2の設定根拠 | 文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、多様で優れた文化芸術を継承、発展させ、創造していく担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成27年5月22日閣議決定）」 五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～ 重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実 | | |
| 測定指標 | | | |
| ① 新進芸術家海外研修制度により研修した者で、国内外で活躍している者の輩出 | 基準 | 一年度 | — |
| | 進捗状況 | 26年度 | 下野竜也（音楽：指揮、H11年度研修、H25芸術選奨文部科学大臣賞、H26東燃ゼネラル音楽賞・奨励賞）狭間美帆（音楽：ジャズ作曲、H23年度研修、H26出光音楽賞）森新太郎（演劇：演出、H24年度研修、H26芸術選奨新人賞、読売演劇大賞・大賞）園子温（映画：映画監督、H10年度研修、H27トロント国際映画祭・NETPAC賞）田中功起（美術：現代美術、H20年度研修、H25第55回ヴェネツィア・ビエンナーレ国際美術展・特別表彰） |
| | | 27年度 | |
| | | 28年度 | |
| | 目標 | 毎年度 | 新進芸術家海外研修制度の研修終了者の中から、国内外の著名なコンクールや賞の受賞者を輩出する。 |
| 目標の設定根拠 | 達成目標の達成のためには、新進芸術家等が国内外のコンクール等で受賞し、その評価を高めることが重要であるため。 | | |
| 施策・指標に関するグラフ・図等 | | | |
| — | | | |
| 達成手段 (事業) | | | |
| 名称 (開始年度) | 平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】 | APとの関係 | 平成29年度行政事業レビュー事業番号 |
| 芸術祭・芸術選奨 (昭和21年度) | 318 (318) | — | 0342 |
| 若手映画作家等の育成 (平成16年度) | 157 (161) | — | 0346 |
| メディア芸術の人材育成 (平成22年度) | 232 (232) | — | 0348 |
| 新進芸術家等の人材育成 (平成14年度) | 7,008 (6,882) | — | 0349 |

| | |
|----------------------|---|
| 平成 28 年度評価 からの変更点 | — |
| 行政事業レビューとの 連携状況 | — |

| | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------|-------|
| 達成目標 3 | 子供たちが優れた芸術文化に触れることにより、豊かな感性や創造性を育む。 | | | | | | |
| 達成目標 3 の 設定根拠 | 文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、全ての子供が、学校等において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子供の育成を図る。 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）」 五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～ 重点戦略 2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実 | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 20 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ①日本の誇りとして 「文化・芸術」を挙げる国民の割合 | 44.9% | 50.1% | 50.5% | 49.5% | 49.9% | 51.1% | 60% |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の 設定根拠 | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 21 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ②文化芸術の鑑賞活動 や創作活動等を行う国民の割合 | 【鑑賞活動 をする者の 割合】 62.8% | — | — | — | — | 59.2% | 80% |
| | 【鑑賞以外 の文化芸術 活動をする 者の割合】 23.7% | — | — | — | — | 28.1% | 40% |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の 設定根拠 | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「鑑賞活動をする者の割合が約 80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約 40%まで増加することを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 24 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 |
| ③子供たちが優れた舞 台芸術を鑑賞・体験す ることにより「舞台芸 術への関心を高めるこ とができた」と回答し た学校の割合 | 92.0% | 92.0% (1,410 / 1,533) | 89.8% (1,425 / 1,587) | 89.3% (1,605 / 1,797) | 89.4% (1,626 / 1,819) | 集計中 | 90% |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | 90% | |
| | 目標値の 設定根拠 | 基準値の近似値である 90%に設定し、豊かな心や感性、創造性を育む効果を高い水準に維持する。 | | | | | |
| 施策・指標に関するグラフ・図等 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |

| 達成手段 (事業) | | | |
|--|--|---------|--------------------------|
| 名称 (開始年度) | 平成 29 年度当初予算額 (平成 28 年度予算額) 【百万円】 | AP との関係 | 平成 29 年度行政事業 レビュー事業番号 |
| 全国高等学校総合文化祭 (昭和 52 年度) | 96 (83) | — | 0344 |
| 新進芸術家等の人材育成 (平成 14 年度) | 7,008 (6,882) | — | 0349 |
| 文化芸術による子供の育成事業 (新進芸術家等の人材育成の一部) (平成 26 年度) | 7,008 の内数 (6,882 の内数) | — | 0349 |
| 平成 28 年度評価 からの変更点 | 測定指標に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に掲げられている成果指標を追加し、達成目標の達成状況を図るための指標となるよう精選した。 | | |
| 行政事業レビューとの 連携状況 | — | | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| 達成目標 4 | 地域の住民が質の高い芸術文化活動に触れられる環境を形成する。 | | | | | | |
| 達成目標 4 の 設定根拠 | <p>文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略としての「文化芸術立国」実現に向けて、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備するとともに、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。</p> <p>○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定） 五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～ 重点戦略 1：文化芸術活動に対する効果的な支援</p> <p>○文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定） 五つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～ 重点戦略 3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用</p> | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 20 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ①日本の誇りとして 「文化・芸術」を挙げる 国民の割合 | 44.9% | 50.1% | 50.5% | 49.5% | 49.9% | 51.1% | 60% |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の 設定根拠 | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げることを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 21 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ②地域の文化的環境 に対して満足している 国民の割合 | 52.1% | — | — | — | — | 53.6% | 60% |
| | 年度ごとの 目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の 設定根拠 | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「約 6 割の国民が地域の文化的環境に対して満足すると回答することを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | 21 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 32 年度 |
| ③文化芸術の鑑賞活動 や創作活動等を行う国 | 【鑑賞活動 をする者の | — | — | — | — | 59.2% | 80% |

| 民の割合 | 割合】 62.8% | | | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---|---|---|--------------------|-----|
| | 【鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合】 23.7% | — | — | — | — | 28.1% | 40% |
| | 年度ごとの目標値 | — | — | — | — | — | |
| | 目標値の設定根拠 | 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」において、「鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合が約40%まで増加することを目指す」とされていることから、本目標値を設定した。 | | | | | |
| 施策・指標に関するグラフ・図等 | | | | | | | |
| — | | | | | | | |
| 達成手段 (事業) | | | | | | | |
| 名称 (開始年度) | 平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】 | APとの関係 | | | | 平成29年度行政事業レビュー事業番号 | |
| 国民文化祭 (昭和61年度) | 243 (243) | — | | | | 0343 | |
| 劇場・音楽堂等活性化事業 (平成25年度) | 2,931 (3,027) | — | | | | 0355 | |
| 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 (平成28年度までは文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業として実施) (平成27年度) | 2,960 (2,790) | — | | | | 0356 | |
| 独立行政法人国立美術館運営費 交付金に必要な経費 (平成13年度) | 7,537 (7,501) | — | | | | 0351 | |
| 独立行政法人国立美術館施設整備 に必要な経費 (平成13年度) | 2,010 (3,511) | — | | | | 0352 | |
| 独立行政法人日本芸術文化振興 会運営費交付金に必要な経費 (平成15年度) | 10,000 (10,053) | — | | | | 0353 | |
| 独立行政法人日本芸術文化振興 会施設整備に必要な経費 (平成15年度) | 181 (1,048) | — | | | | 0354 | |
| 達成手段 (独立行政法人の事業) | | | | | | | |
| 名称 (開始年度) | 平成29年度当初予算額 (平成28年度予算額) 【百万円】 | 事業の概要 | | | | | |
| 独立行政法人国立美術館 運営費交付金に必要な経費 (平成13年度) | 7,537の内数 (7,501の内数) | 国立美術館は、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館を設置し、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研究事業、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料の収集・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行う。 | | | | | |

| | | |
|---|--|--|
| 独立行政法人国立美術館施設整備に必要な経費 (平成13年度) | 2,010 の内数 (3,511 の内数) | 美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人国立美術館の施設・設備の老朽化への対応、美術館利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。 |
| 独立行政法人日本芸術文化振興会 運営費交付金に必要な経費 (平成15年度) | 10,000 の内数 (10,053 の内数) | 国立劇場、国立文楽劇場、国立能楽堂、新国立劇場、国立劇場おきなわを設置し、それぞれの施設の理念・目的に基づき、文化芸術活動に対する援助、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修、伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用等の事業を有機的・体系的に行う。 |
| 独立行政法人日本芸術文化振興会 施設整備に必要な経費 (平成15年度) | 181 の内数 (1,048 の内数) | 我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等事業の充実により、芸術その他の文化の向上に寄与するよう、独立行政法人日本芸術文化振興会の施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のための施設整備を行う。 |
| 平成28年度評価からの変更点 | 測定指標に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に掲げられている成果指標を追加し、達成目標の達成状況を図るための指標となるよう精選した。 | |
| 行政事業レビューとの連携状況 | — | |

| 施策の予算額・執行額 (※政策評価調書に記載する予算額) | | | | | |
|---|-------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度要求額 |
| 予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算 | 当初予算 | 41,523,107 ほか復興庁一括 計上分0 | 42,381,014 ほか復興庁一括 計上分0 | 40,594,682 ほか復興庁一括 計上分0 | 47,970,262 ほか復興庁一括 計上分0 |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> |
| | 補正予算 | △100,521 ほか復興庁一括 計上分0 | 534,591 ほか復興庁一括 計上分0 | 0 ほか復興庁一括 計上分0 | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | |
| | 繰越し等 | 1,508,032 ほか復興庁一括 計上分0 | △587,961 ほか復興庁一括 計上分0 | | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | | |
| | 合計 | 42,930,618 ほか復興庁一括 計上分0 | 42,327,644 ほか復興庁一括 計上分0 | | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | | |
| | 執行額 【千円】 | 42,413,637 ほか復興庁一括 計上分0 | 41,486,160 ほか復興庁一括 計上分0 | | |
| | | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | <0> ほか復興庁一括 計上分<0> | | |

| 施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) | | |
|-----------------------------------|--------------------------|---|
| 名 称 | 年月日 | 関係部分 |
| 教育振興基本計画 | 平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定 | <p>I 四つの基本的方向性に基づく方策</p> <p>1. 社会を生き抜く力の養成 基本施策 2 豊かな心の育成 2-6 伝統・文化等に関する教育の推進 ・(略) また、小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体との連携・協力を図りつつ子供たちが一流の文化芸術に触れる機会の提供を推進するとともに、子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。(略)</p> <p>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 基本施策 1 4 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供 1 4-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成 ・新進芸術家に対する国内外での研修機会や成果を還元する機会の提供を充実するとともに、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的人材の養成に対し支援する。また、子供たちに一流の文化芸術に触れる機会を提供し、将来の芸術家や観客層の育成を図る。</p> <p>4. 絆(きずな)づくりと活力あるコミュニティの形成 基本施策 2 0 絆(きずな)づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進 2 0-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進 ・(略) さらに、地域コミュニティ形成の核となる、劇場、音楽堂等が行う活動への支援や、スポーツ基本計画に基づく地域のスポーツクラブの育成に取り組む。</p> |
| 日本再興戦略 2016 | 平成 28 年 6 月 2 日閣 議決定 | <p>○文化芸術産業及び経済波及効果の拡大 文化財や伝統芸能、芸術文化のみならず、食、教育、文書・音声・映像・ゲームソフトなどのコンテンツ、デザインなども含めて幅広く文化として捉え、その経済波及効果の拡大を図る。このため、文化庁を中心に、国内外の成功事例の分析等を進め、本年度中に政策ロードマップを策定し、施策の具体化を図る。</p> <p>○地域活性化やブランド力向上に資する芸術文化の魅力創造と発信 ・産学官(館)連携により、持続的な地域経済の発展が可能となる拠点形成や、活動を支えるプロデューサー人材等の創出・育成に取り組み、文化資源を活用し、利益を創出する新たな社会モデルの形成を推進する。</p> <p>○文化に密接に関連する分野への投資による波及効果の発現 ・世界に誇るマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野における実践的活動(OJT)を通じたクリエイターやプロデューサー等の人材育成、メディア芸術分野のアーカイブ化、海外発信を推進する。</p> |
| 経済財政運営と改革の基本方針 2016 | 平成 28 年 6 月 2 日閣 議決定 | <p>○文化芸術立国・スポーツ立国 文化芸術の新たな政策ニーズへの対応に必要な機能強化等を通じ、コンテンツやデザイン等を含めた芸術文化資源を一層活用して地域や経済の活性化を図るため、文化芸術活動に対する効果的な支援、子供の体験機会の確保、担い手の育成、国立文化施設の機能強化、文化プログラムやジャポニスム 2018 等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信、文化財の保存・活用・継承、メディア芸術等の振興を進める。</p> |

| | |
|----------|---|
| 主管課(課長名) | 文化庁文化部 芸術文化課 (江崎 典宏) |
| 関係課(課長名) | 大臣官房 人事課 (千原 由幸) 文化庁長官官房 政策課 (杉浦 久弘) |

| | |
|----------|-------------------|
| 評価実施予定時期 | 平成 29 年度、平成 31 年度 |
|----------|-------------------|